

○笛吹市木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月25日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、国の社会資本整備総合交付金要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業平成22年3月26日付け国官会第2317号)及び笛吹市耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震改修工事、耐震化建替工事及び耐震シェルター設置工事(以下「木造住宅居住安心支援事業」という。)を行う所有者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 既存木造住宅 次の全てに該当する住宅をいう。

- ア 笛吹市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅であり、かつ、その個人が居住しているもの
- イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ウ 2階建て以下のもの
- エ 長屋及び共同住宅以外のもの

(2) 木造住宅耐震診断 既存木造住宅に対して実施する、次のいずれかに該当する診断をいう。

- ア 一般財団法人日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の木造住宅の耐震診断と補強方法に基づいて行う一般診断若しくは精密診断又は協会発行の木造住宅の耐震精密診断と補強方法に基づいて行う精密診断
- イ 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断

(3) 木造住宅耐震診断技術者 建築士の資格を有する者であつて、次のいずれかの講習を受講し、修了したものをいう。

- ア 国土交通大臣登録耐震診断資格者講習及びその他国土交通大臣が同等以上であると認める講習
- イ 県が協賛する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習
- ウ その他知事がア又はイと同等以上であると認める講習

(4) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断 建築士の資格を有する者が住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について(技術的助言)(令和6年1月30日付け国住

市第40号)の(別添)旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票に基づいて行う耐震診断をいう。

(5) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加している団体が、耐震判定委員会登録要綱に基づいて登録した建築物耐震診断・補強計画判定会のことをいう。

(6) 総合評点 協会が定めた木造住宅耐震診断の判定基準によって、木造住宅耐震診断技術者が診断したもので、耐震判定委員会による判定を受けた評点をいう。

(7) 耐震改修設計 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上にする設計をいう。

(8) 耐震改修工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅を1.0以上に改修する工事をいう。

(9) 耐震化建替工事 次のいずれかの既存木造住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築する工事をいう。

ア 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅

イ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存木造住宅

(10) 耐震シェルター設置工事 木造住宅耐震診断の結果、総合評点が0.7未満の既存木造住宅に耐震シェルターを設置する工事であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 1階に設置し、既存木造住宅に緊結するものであること。

イ 住宅1戸に対し、1か所にのみ設置するものであること。

(補助対象等)

第3条 木造住宅居住安心支援事業の補助金の補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

(1) 本市の住宅に関する他の補助金の交付を受けた者

(2) 建替の場合であって、建替後の住宅が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域において新築するもの

(3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により昭和56年6月1日以後に建築確認を受ける建築物に適用される耐震基準に適合することが義務付けられている増改築工事を実施している住宅

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業に

着手する前に、木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは木造住宅居住安心支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは木造住宅居住安心支援事業費補助金不交付決定通知書(様式第2号の2)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に対し、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に、第4条に規定する申請の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、あらかじめ木造住宅居住安心支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは木造住宅居住安心支援事業変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときは木造住宅居住安心支援事業変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第4号の2)によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(着工の届出)

第7条 申請者は、交付の決定後、木造住宅居住安心支援事業の工事に着手したときは、木造住宅居住安心支援事業着工届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、木造住宅居住安心支援事業の完了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の2月末日のいずれか早い日までに、木造住宅居住安心支援事業実績報告書(様式第6号)に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査及び検査し、適当と認めるときは、木造住宅居住安心支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 申請者は、前条の確定通知を受けたときは、速やかに木造住宅居住安

心支援事業費補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 木造住宅居住安心支援事業の実施方法が不適正と認められるとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等に違反したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、木造住宅居住安心支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、木造住宅居住安心支援事業費補助金返還命令書(様式第10号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第13条 申請者は、当該補助金に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(指導等)

第14条 市長は、補助金の交付に際し適正な執行を確保するため、申請者に対して、必要な指導又は助言をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有す

る。

(笛吹市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱及び笛吹市木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 笛吹市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱(平成18年笛吹市告示第189号)

(2) 笛吹市木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱(平成24年笛吹市告示第46号)

附 則(令和3年6月30日告示第136号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第77号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日告示第49号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日告示第97号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中笛吹市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱附則第2項の改正規定及び第3条中笛吹市木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第90号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

木造住宅居住安心支援事業

事業種別 補助区分	耐震改修工事	耐震化建替工事	耐震シェルター設置 工事
補助対象者	次のいずれにも該当する者 (1) 既存木造住宅の所有者 (2) 本市の市税を	次のいずれにも該当する者 (1) 既存木造住宅の所有者(建替後も従前と同等以上の持	次のいずれにも該当する者 (1) 既存木造住宅の所有者 (2) 本市の市税を

	滞納していない者	分を有するもの)又は建替後の住宅を所有する者(既存木造住宅の所有者と建替後の住宅に同居する場合に限る。) (2) 本市の市税を滞納していない者	滞納していない者
補助対象経費	次のいずれかに要する経費 (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事 (2) 耐震改修工事	次のいずれかに要する経費 (1) 新築の設計及び耐震化建替工事 (2) 耐震化建替工事	次のいずれかの耐震シェルターの設置工事に要する経費。ただし、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない住宅に対して行うものに限る。 (1) 都道府県が奨励する耐震シェルターのうち1部屋型のもの又はベッド型のもの (2) 構造設計1級建築士が(1)と同等以上のものとして設計したもの
補助率及び補助限度額	補助対象経費の10分の10以内とし、かつ1,437,500円を補助限度額とする。	耐震改修工事に要する経費と耐震化建替工事に要する経費を比較して安価な方の10分の10以内とし、かつ1,437,500円を補助限度額とする。	補助対象経費の10分の10以内とし、かつ360,000円を補助限度額とする。

別表第2(第4条関係)

木造住宅居住安心支援事業費補助金交付申請書添付書類

事業種別 \ 添付書類	概要書	耐震診断 結果報告 書の写し	見積書等 の写し (解体を含む。)	本市市税 の完納証 明書	住民票の 写し	案内図・平 面図
耐震改修工事	○ (別紙1)	○	○	○	○	○
耐震化建替工事	○ (別紙2)	○ (※)	○	○	○	○
耐震シェルター 設置工事	○ (別紙3)	○	○	○	○	○

※ 耐震化建替工事で、旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断を実施した場合にあっては、旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断調査票(建築士の記名及び建築士の登録番号の記載があるものに限る。)及び建築士の資格者証の写しを添付すること。

別表第3(第8条関係)

木造住宅居住安心支援事業実績報告書添付書類

事業種別 \ 添付書類	契約書等 の写し	領収書の 写し	補強計画 図	設置計画 図	工事写真 (着工前、 施工状況 及び完成 が分かる もの)	改修後の 総合判定 書類	建築基準 法第7条 第5項に 規定する 検査済証 の写し
耐震改修 工事	○	○	○		○	○	
耐震化建 替工事	○	○			○		○
耐震シェ ルター設 置工事	○	○		○	○		